

会 議 録

会 議 名	第 3 5 期小金井市公民館運営審議会第 1 3 回審議会		
事 務 局	公民館		
開 催 日 時	令和 3 年 4 月 7 日（水）午前 1 0 時 0 0 分から午前 1 0 時 5 5 分		
開 催 場 所	小金井市役所第二庁舎 8 階 8 0 1 会議室		
出 席 委 員	國分委員長 渡邊副委員長 菅沼委員 雨宮委員 杉山委員 畠山委員 増山委員 嵯峨山委員 新井委員		
欠 席 委 員	浅野委員		
事 務 局 員	鈴木公民館長 大久保事業係長 中川庶務係長 松本貫井南分館長 山崎緑分館長		
貫井北・東分館 事業運営受託者	N P O 法人市民の図書館・公民館こがねい 村山貫井北分館長 鈴木東分館長		
傍 聴 の 可 否	可	傍 聴 者 数	3 名
傍聴不可・一部不可 の場合は、その理由			
会 議 次 第	<p>1 報告事項</p> <p>ア 職員の異動について</p> <p>イ 令和 3 年度公民館歳出予算について</p> <p>ウ 公民館使用団体登録要綱の一部改正について</p> <p>エ 公民館事業の報告について</p> <p>2 協議事項</p> <p>ア 令和 3 年度公民館重点施策について</p> <p>イ 公民館主催事業企画及び運用方式の現状と今後について等</p> <p>3 審議事項</p> <p>ア 公民館事業の計画について</p> <p>4 その他について</p> <p>配付資料</p> <p>送付資料</p> <p>(1) 公民館事業の報告</p> <p>(2) 公民館主催事業企画及び運用方式の現状と今後について (案) (菅沼委員作成)</p> <p>(3) 公民館事業の計画</p> <p>(4) 月刊こうみんかん N o . 5 1 6</p> <p>(5) 図書館だより第 6 1 号</p>		

	<p>当日配付資料</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 第12回公民館運営審議会会議録(2) 小金井市公民館使用団体登録要綱の一部を改正する要綱(3) 令和3年度公民館歳出予算(4) 職員配置図(5) 公民館重点施策(6) ひがしちょう空間第46号
--	---

会 議 結 果

- 國分委員長 第13回公民館運営審議会を始めたいと思います。
前回と同様、まだ緊急事態宣言中の開催なので、会議時間を短縮し、できれば1時間で終了したいと考えていますので、御協力をお願いいたします。よろしく申し上げます。
職員の異動についてお願いしたいと思います。
- 鈴木公民館長 公民館長です。4月1日付で人事異動がございましたので御報告いたします。
公民館長の人事異動がございました。前公民館長の小野が異動となりまして、後任に私、コミュニティ文化課から鈴木が着任いたしました。一言御挨拶をさせていただきます。
前の職場は、今も申し上げましたようにコミュニティ文化課で、文化行政全般、美術館、集会施設の管理運営等を行っていました。また、市民との協働事業という形で市民団体さんともいろいろ交流させていただいたところで、公民館のユーザーさんとかぶる団体も多いのかなと思っております。その前は保育課、その前は庶務課、ごみ対策課と、管理職としては5個目の職場となります。
館長の異動が続いていたので、皆さんに御心配をおかけしたかと思うんですが、私も定年まであと数年になりますけれども、最後までこの職場で骨を埋められるよう頑張りたいと思いますので、皆さんの御協力をよろしくをお願いいたします。
- 國分委員長 よろしく申し上げます。
鈴木公民館長 次に、公民館職員の人事異動について御報告いたします。緑分館長の小磯が会計課に異動となり、後任には貫井南分館から山崎を配置いたしました。
- 山崎緑分館長 南分館からこの度、緑分館へ異動しました山崎と申します。南分館では1年間講座を担当させていただきました。緑分館は今年度はコロナの予防接種会場ですとかいろいろ懸案事項がありますが、皆さんと協力して滞りないように進めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。
- 國分委員長 申し上げます。
鈴木公民館長 よろしく申し上げます。その他、公民館内の異動につきましては、本日机上に職員配置図を配付させていただきましたので、御覧いただきたいと思っております。人事異動の報告については以上です。
- 國分委員長 ありがとうございます。
中川庶務係長 庶務係長です。おはようございます。令和3年度初めての会議になります。よろしく申し上げます。
お手元に配付した資料の確認をさせていただきますが、その前に、本日、当日配付資料(1)として前回の会議録を配付させていただきました。前回から時間が空かなかつた関係で、本日初めての配付になります。目を通していただきまして、修正事項がありましたら、FAXでも直接お持ちいただくのでも中川に御連絡いただければと思います。4月16

日を目安にお届けいただければと思っております。よろしくお願いいたします。

次に、資料の確認をさせていただきます。事前にお配りした資料が、送付資料（１）が公民館事業の報告。番号が抜けてしまったんですけれども、菅沼委員が作成された小金井市公民館主催事業企画及び運用方式の現状と今後について（案）、送付資料（３）が公民館事業の計画。それから、月刊こうみんかんNo. 516。ここまでが事前に配付させていただいた資料になります。それから、本日お配りしたのが、当日配付資料（１）第12回会議録、当日配付資料（２）が要綱の一部を改訂する要綱、当日配付資料（３）が令和3年度公民館歳出予算、当日配付資料（４）が職員配置図、当日配付資料（５）が公民館重点施策、最後に、ひがしちょう空間第46号になります。資料が足りない方はいらっしゃいますでしょうか。

國分委員長 大丈夫そう。
中川庶務係長 では以上になります。

1 報告事項

ア 職員の異動について

イ 令和3年度公民館歳出予算について

國分委員長 では、報告事項に入ります。

中川庶務係長 令和3年度公民館歳出予算について簡単に御説明いたします。当日配付資料（３）を御覧ください。Aが令和3年度当初予算額になります。Bが昨年度の予算額になります。

今年度かなり増額されておりますが、増額の原因は、2番の公民館維持管理に要する経費の増額です。こちら、1,000万円近くの工事を予定しております。貫井南分館受水設備の改修工事になります。

そのほか、前回話題に上がったんですけれども、金額としてはあまり大きくないですが、緑分館の鉄骨階段修繕を行います。

あとは、成人教育事業に関する経費でマイナスが発生しておりますが、これは野外研修のバス委託料を削減したことによるものです。

それから、後ほど御説明する公民館の重点施策にも関連するところですが、その他公民館事業に要する経費のところ、金額としては若干ですけれども、Wi-Fi環境の設置に向けて回線使用料が増額、それから実は公民館は何も機材を持っていなかったんですが、動画に関する機材を買うお金をつけてもらいました。

それから、10のITサポート事業に要する経費でもマイナスが見られますが、こちらは、回線使用料を9番にまとめたために10番が減ったように見えるというものになります。予算については、簡単に以上になります。

菅沼委員 質問です。今の説明で大体分かったんですが、今年からICTの環境を整備するというので、これに対する費用は、今の説明の中で十分入っているというふうに考えてよろしいですか。

中川庶務係長 9番に入っています。

菅沼委員 9、10ですね。

中川庶務係長 これまではADSL回線で回線が細かったんです。それを光回線に変えて、Wi-Fi機材も置いて使えるようにしたいというふうに考えております。

こちらは9月を目安に設置を進める予定です。なぜ9月かと申しますと、防災目的であるんですけども地域安全課も同じように、Wi-Fi環境の設備を進めることになっておりまして、そちらとスケジュールを合わせて設置工事を進める予定です。

菅沼委員 5館全部入るんですね？

中川庶務係長 一応。

菅沼委員 全部整備されると見ていいですね。

中川庶務係長 はい。

菅沼委員 分かりました。以上です。

國分委員長 ありがとうございます。

ウ 公民館使用団体登録要綱の一部改正について

國分委員長 3番、公民館使用団体登録要綱の一部改正について。お願いします。

大久保事業係長 事業係長です。お手元の当日配付資料(2)を御覧ください。

公民館を使用するためには団体登録が必要になりますが、今回、団体登録を行う際のルールを定めた小金井市公民館使用団体登録要綱の一部を改正したので、御報告いたします。

資料を3枚おめくりください。横長の資料で、一番上に「小金井市公民館使用団体登録要綱の一部を改正する要綱 新旧対照表」と書いてあるものに沿って御説明いたします。表の右側、現行要綱の部分が、今までの改正前の要綱でございます。表の左側、改正要綱の部分が、今回改正した部分となります。

左側の第2条第1項第1号(1)と書いてある部分でございますが、団体登録を行う際の構成員の数を5人以上であることと定めています。続けて、緑分館のテニスコートを使用する団体は4人以上と定めています。ここまでの人数を定めた部分に変更はありませんが、右側の現行要綱を御覧いただくとお分かりのとおり、今までは、テニスコートの使用団体登録を定めた部分が、下の塊として別々に記載されておりました。それを今回、1つの条文に集約する改正を行いました。

続いて、左側の改正要綱では、テニスコートの次に、貫井北分館のスタジオを使用する団体は3人以上と定めています。このスタジオについての規定が、今までの要綱には規制されておりました。このため、今回の改正で追加しました。

次に、第2条第1項第3号(3)と書いてある部分から、その下の第2条第2項までの部分を御説明いたします。団体登録を行う際の代表者、連絡責任者について定めた規定です。今までは、御協力ください、御理解くださいというお願いベースで運用していたものを、今般の改正

で明確にしたものでございます。

ポイントは4つになります。

1つ目のポイントです。連絡責任者は代表者と親族関係にある者を除くという規定を設けました。例えば夫が代表者で妻が連絡責任者ということでは、登録ができなくなりました。

2つ目です。代表者は複数の団体の代表者となることはできません。

3つ目です。講師を置く団体の場合、講師は代表者にも連絡責任者にもなれません。

4つ目です。構成員に親族関係者がいる場合は、人数にはカウントしません。これは、例えば家族みんなで緑分館のテニスコートを借りてテニスをしよというのとは、社会教育の目的からは乖離しています。御家族のレクリエーションには他の施設をお使いくださいという考え方になります。

1ページおめくりください。

先ほど御説明した緑分館のテニスコートと貫井北分館のスタジオの団体登録については、それぞれ、テニスコートは緑分館、スタジオは貫井北分館でのみ手続を行っています。したがって、その申請は当該分館で受け付けますという規定を設けました。

右側の現行要綱の中ほどに、附則の2とあります。これは、初めて登録する団体は3人でいいですよという経過措置ですが、今回この改正でこの部分は削除しています。

今般の改正に合わせまして申請書類も整備しています。資料の最後に、新しいものと今までのものをつけてございますので、改正した部分は分かるようにしておきました。御覧ください。

この改正要綱の施行日は令和3年4月1日になります。

國分委員長 ありがとうございます。御質問ありますか。よろしいですか。

エ 公民館事業の報告について

國分委員長 では公民館事業の報告について、お願いします。

大久保事業係長 事業係長です。それでは、送付資料(1)を御覧ください。

今回、全5館から25事業を報告してございます。詳細につきましては、1ページから26ページまでを御覧ください。

簡単になります以上です。

國分委員長 ありがとうございます。何かありますか。

菅沼委員 時間もないので1点だけ。23ページ、貫井北の健康づくりについてですが、これは、いわゆる公民館を使わないで、講師との間に公民館の職員が入って、参加者は自宅で講座を受けると、こういう形だというふうに理解いたしました。

國分委員長 23ページですか。

菅沼委員 23ページね。いいですか。そういうふうに理解しました。今後、ICT等が入ると、そういうリモートでやるということもあるんですが、基本的には、中長期計画で今後のこれからの公民館の中で学習様式の多様

化というのを今後やっていこうということで、いわゆる公民館に来られない人に対して公民館がどういうふうに接触するかという形のことを今後考えていこうということになっています。そういう意味では、公民館の職員が仲介して講師と参加者の間を受け取り持つというやり方の講座も今後あっていいんじゃないかなと。

それからもう一つは、その際には、郵送だけじゃなくて、職員が参加者とフェーストゥーフェースでたまには会うとか、そこまで職員が外へ出ていってもいいんじゃないかなと。そういう講座をこれから考えていたらいいんじゃないかと、これを見て思いました。以上、意見です。

國分委員長
菅沼委員
國分委員長

ありがとうございます。アウトリーチですかね。

そう、アウトリーチの1つね。

いいですね。私、ちょっと目についたというか、次の24ページなんですけれども、募集方法のところに、学芸大附属小学校にチラシ配布というのがあるんですが、ほかの講座ではあまり学校にチラシ配布はやっていないんですか。多過ぎて難しい？

大久保事業係長

事業係長です。本館の事業で、子どもの人権講座というシリーズもので毎年5回実施している講座があるんですが、それは全校にチラシを配布しております。それから、貫井北のほうで学校関係、配布していますね。そのほかにも配布している講座はございます。

國分委員長

じゃあ、結構そういうのはうまくネットワークというか、ある程度できてはいる。

大久保事業係長
國分委員長

そうですね。これに限ったことではないです。

ありがとうございます。ほかに何かありますか。

2 協議事項

ア 令和3年度公民館重点施策について

國分委員長

では、次に協議事項に移ります。令和3年度公民館重点施策について、御説明をお願いいたします。

鈴木公民館長

公民館長です。当日配付資料(5)を御覧ください。令和3年度公民館重点施策でございます。1から読み上げさせていただきます。

1 公民館中長期計画の推進

令和2年度に策定した公民館中長期計画に基づき、公民館の将来像、公民館本部機能の在り方、公民館運営委託、公民館施設使用料の有料化の4つの課題の具体的取り組みに着手する。

2 長期総合計画、生涯学習推進計画から教育委員会点検・評価までの繋がりを意識した公民館運営

長期総合計画・生涯学習推進計画に掲げる中長期的な展望を実現すべく公民館を運営に邁進し、また、公民館中長期計画に掲げる公民館の将来像(つどい、学び、つながる、地域の拠点(ひろば))や公民館の目的(市民が生涯を通じ、学び、支えあい、互いに高め合う場の提供、きっかけ作り)に則った事業を計画し、PDCAサイクルに基づいた体系的な推進を図る。

3 公民館利用者の拡大を図り、活動の場の充実につなぐ

若者、子育て世代等新たな利用者が参加しやすい企画の実施に努め、また、世代間交流企画も積極的に進める等、公民館での学びがより充実するものになるよう模索、実践していく。

4 コロナ禍における公民館運営

新型コロナウイルス感染症等に柔軟に対応できる公民館運営を目指し、公民館主催事業の検討や、情報発信の方法等、これまでの慣例にとらわれることなく実践できるよう検討する。

5 ICTを活用した公民館運営

公民館にW i F i環境を整備し、ICTを活用した事業の構築を検討し、実施していく 以上となります。

國分委員長
中川庶務係長

1と2との関係がわかりにくいのですが。

庶務係長です。こちらの重点施策なんですけれども、去年は4月、5月にコロナで公運審議会を中止していたので、年の途中になって配付させていただいたものなんですけれども、今年度は、公民館はこの1から5までを中心に事業を進めていきたいなというものを示す内容になります。

今、委員長から質問のあった1と2のつながりなんですけれども、長期総合計画それから生涯学習推進計画は、公民館以外の他課でつくっている計画です。特に長期総合計画というのは市全体の計画でして、実はコロナで少しスケジュールが遅れてしまったんですが、もともとの予定では令和3年度から開始する予定の計画で、市全体の方向性を定める計画です。生涯学習推進計画については、公民館と図書館それから生涯学習課を合わせた生涯学習部の計画でして、市として生涯学習をどういうふうに進めていきたいかというものを示した計画になりますので、我々がつくってきた公民館中長期計画は、長期総合計画の下に生涯学習推進計画があって、その中に公民館の中長期計画があるという位置づけになります。

公民館中長期計画が公民館にとっては一番具体的な計画で、それから少し視点を上げると生涯学習推進計画、さらに市全体まで視点を上げると長期総合計画になるというような関係性になっています。

國分委員長
畠山委員

ありがとうございます。ほか、よろしいですか。

5番にICTを活用した公民館運営とあると思うんですけれども、今後、コロナが終息すればそれでいいんですけれども、そうじゃない可能性も残っているので、公運審自体の会議もICTを利用した、リモート開催という考えはあるんでしょうか。

中川庶務係長

庶務係長です。市にはいろいろ審議会とか委員会がございまして、リモートを試みている会議もあります。聞いている話では、半分ぐらいの委員さんが自宅からリモートで参加し、会場に来てもいいと思っいらっしゃる委員さんは会場に来てというような感じで行っていることが多いようです。その場合、スクリーンを出して、リモートで参加する人の顔が映っているとか、そういう感じでやるようなんですけれども、公民館の場合はいいマイクが今のところあまりないんですね。前回嵯峨山さんが

御紹介いただいたみたいな全方向のマイクというか、そういうのがあると、多分声を拾って通信がしやすいんだろうなとは思っております。ですので、やってできないことはないと思っております。あとは、参加者の方がZ o o mとかで参加できるようであれば、やってみるのもいいなと思っております。

鈴木公民館長
國分委員長
鈴木公民館長

ちょっと補足をさせていただきます。

はい。

今、係長からありましたとおり、いろんな審議会でもリモート会議を開催しています。庁内にも端末を情報の担当課のほうから貸出し用に確保しているという状況があります。一般によく使われているZ o o mではなくて、役所の場合、W e b e xという機能というかソフト、アプリを使っていて、外から参加される方と、場所を設定して集まってきたいただいて参加するというのを併用してやっていることがございました。ただ、通信環境が弱い傾向があるような感じで、止まったりとか、音声が届かなくなったりというのは自分も経験しています。多分、だんだん慣れてくればうまく設定できて、できるようになるのかなとは思っています。なので、W e b e xでの参加が可能で、機械の操作に外から参加できる方がいらっしゃるのであれば、そういった会議の開催も積極的に進めていけるかなと思います。

國分委員長
中川庶務係長

具体的にやりますか。

家からリモート参加できるという方、手を挙げていただけますか。

結構いらっしゃいますね。

國分委員長
鈴木公民館長

全員じゃないってことね。

あと、こちらに集まっていたいただいて参加したいという方も、さっき説明があったような、スクリーンに映したりとかっていうので参加できるんですけども、音声ハウリングしたりとか、そういうトラブルが結構出ているかなというのが、今までやってきた経験の中で。基本的に、Z o o mとかW e b e xって、集まってやると、音をそれぞれ拾っちゃってハウリングしちゃう傾向はあるんですね。なので、そこら辺をうまく、間隔を空けるとか、音声の取扱いをどうするか検討しないと、途中で混乱しちゃうというのがあるかなと思っています。

國分委員長

準備段階が必要ということで。本会議はちょっと難しい。実験的にやるっていう。

新井委員

市民活動の推進とか市民の方の学習支援という観点も、職員とか公民館とかにZ o o mの会議とかW e b e x会議とかそういうノウハウがあるというのは大事なことだと思うんですね。市民の方がちょっと使ってみたいけどって言ったときに、公民館に相談できれば、とても信頼も置けるし、いいと思うので、最初はちょっと戸惑うかもしれませんが、お仕事も増えるかもしれないですけども、挑戦してみるのには本市にとっても職員の方にとってもいいことではないかなと思うんですが。

國分委員長
渡邊副委員長

挑戦しないと始まらない。

やっぱり始めないとね。多少は失敗があっても、やってみないと進ま

ないと思う。

新井委員 可能性がやっぱり今後広がるところがあって。

渡邊副委員長 そうですね。

新井委員 ロックダウンしたときの会議の代替もできますし、あと、もっとできるようになったら、海外と市民の方がテレビ電話をすとか。なかなか、海外の方を呼んだシンポジウムを市民の方が地元で開くというのは難しかったと思うんですけども、WebexとかZoomがあれば結構できるんですよ。英語ができる方とか知り合いのいる方はいっぱい市民にいらっしゃるんで、そういう点では可能性も広がるし、やってみるのはいかがでしょう。

國分委員長 今はちょっと決められないので、じゃあ、その方向でちょっと、準備会みたいなのをつくって。お願いいたします。一緒に。

イ 公民館主催事業企画及び運用方式の現状と今後について等

國分委員長 協議事項の2番は、菅沼さんから提案があります。公民館主催事業企画及び運用方式の現状と今後について等。

菅沼委員 事前に配った12ページの質問ですが、皆さんお読みになったかと思うので、時間を短くしろと言われているので、できるだけ簡単にやります。

この資料を作りました背景は、この4月1日から第4次生涯学習推進計画が始まります。その中で、公民館主催事業の講座数を増やそうとか、社会教育関係団体あるいは公民館の使用団体の数を増やそうとか、それぞれ目標が入っています。で、第3次から第4次に来るときに、第3次の反省をして第4次ができたらいんですが、ほとんど同じ題目になっているんですね。そういう、題目は並べるけれども、実際やるのがなかなかできていないということで、公民館が主催する講座数を増やすとかどういうふうにするとか、そういうものに対する実行計画のいわゆる基礎資料として今回資料を作りました。

今日これで結論を出すものじゃなくて、皆さんの共通認識を今日得て、それから今後どうしていこうかというのをまたやったらいいんじゃないかということで、ざっと説明をいたします。

1ページ目ですが、今の小金井市の公民館で主催事業というのは、準備会方式と。準備会方式というのは、市民の誰でもが参加できて、企画実行委員、職員と共に企画・運営を行う講座。開催回数が15回ぐらいあるとか、そういう長い、繰り返しの多い講座については、市民も入れてやろうということで、そういう講座が8つあります。市民から選ばれた企画実行委員と職員でつくるのがほとんどです。

それから、行政単独でやっているのは、今、本館の青年学級が1つだと思えます。この、企画実行委員なしで職員だけでやるのがもう少しあるかもしれませんが、分類はこういうふうにしています。

あと、平成14年から、市民の力をどんどん伸ばそうということで、市内で活動している団体・個人が自分たちで企画・実行する講座というのを

設けています。令和元年度の実績では21件、こういう講座がありました。こんなところで、約120件ぐらいの講座を毎年小金井市ではやっているということになります。

ちょっと聞き慣れない方もおられるので、下に簡単に説明をさせていただきます。

4ページを開いてください。4ページに準備会方式というのがありますが、準備会方式の発端はやはり、三多磨テゼで出てきています3つのやり方、公民館の講座のやり方として、例えば、住民の主体的な内容編成の求めに応じて援助する場合とか、住民との共催の形で編成していく場合とか、住民要求を受けて職員が編成していく場合、こういうようなやり方でいろいろな講座をつくったらどうですかというのが三多磨テゼに入っています。

具体的に小金井でやっている例の1つはシルバー大学で、現市民アカデミーと言っていますが、6ページ、7ページにその内容が書いてございますけれども、それをまとめたものが4ページの、シルバー大学（現市民アカデミー）の準備会の例です。

準備会というのは、基本的には、候補を月刊こうみんかんで募集します。興味のある市民であれば誰でも参加できるということで、市民の公民館活動の参加の窓口としては非常にいいシステムだなと思っています。

参加者は、この市民アカデミーでいいますと10名から20名ぐらい、毎年います。年齢が50歳以上の男女が多いと。それから、内容的には、全然経験のない人とか経験のある人、企画実行委員、公民館運営審議会の新規の方、こんな方が入って、いわゆる講座の組立てを毎週1回、5回ないし8週にわたってつくっていくと。講座の当日は、市民が受付、司会等をやると。こんな形でできているのが準備会方式の講座であります。

詳細はその後ろに書いてございますが、3番目に、準備会方式というのは、1972年の婦人学級から始まって現在に至っていると。で、婦人学級が女性学級になり、男女共同参画講座等にも名前を変えて、現在に至っていると。この流れからいくと、子どもの人権講座というのは、今、準備会方式でやっています。

それから、各館の高齢者学級は、基本的には準備会方式でやるということ。ただし、5ページの上から4行目、市民講座とかまちづくり講座というのは、昔、準備会でやったんですが、今は準備会方式をやめているというような、ちょっと問題点がございます。

準備会方式は、今言ったように、メリットとしては、いろいろな人が参加できて、意思の統一ができて企画がいいものができるとか、講座の組立ての中で参加者の成長が図れるとか、市民がその後のグループ活動の窓口となっていけるとか、そういうことで、また、これに対応する職員も、結構多くの市民の対応ですから、専門的な力量、見識を問われるということで、非常に市民、職員とも成長を図れる方式じゃないかと思っております。こんなのが準備会方式です。

1ページに戻りまして、(2)の企画実行委員制度ですが、小金井市の

公民館は発足当初より条例化された制度で、小金井市独自の市民参加の制度であるということで、8ページを開いてください。

ちょっと訂正があるんですが、この企画実行委員の選出というページは、8じゃなくて10ページです。ちょっと直してください。その次の、小金井市公民館企画実行委員制度の内容は9ページになっていますが、これを8ページにしてください。その次のページの小金井市公民館の実践活動が10になっていますが、これは9です。ですから、小金井市企画実行委員制度が8、小金井市公民館の実践活動は9、それから企画実行委員制度の選出という前の8ページが10になると。ちょっとこの辺が構成が間違っていますので、申し訳ありませんがページ数を直してください。

それで、企画実行委員については9ページ、今直した8ページですね、小金井市公民館企画実行委員制度というの、これは企画実行委員が作った資料です。全部説明していると大変ですから、28年に公民館条例で設置ができました。28年のときは社会部、文化部とかそういうふうに分かれていたんですが、43年から各館に6名配置ということになりました。企画実行委員の選考は、公募して立候補者の中から選びますということ。それから、企画実行委員の任務は定例会、主催事業、主催講座の企画運営、それから準備会への参加と、こういうことはありますが、その下に、自発的な情報収集活動、これが企画実行委員の生命だとか、そんなことを書いています。それから、4番に、地域に貢献できる企画実行委員というのは、企画実行委員というのはこういうことを頭に入れて活動してほしいというようなことを書いてございます。5番は、そういう企画実行委員さんについて、外から相当評価をされていると実績が書いてございます。

こんな形で企画実行委員制度は今もやっていますというのが、簡単な報告です。

それで、先ほどページを直しました9、10、11はこれの実例ですから、一度読んでいただければ内容が分かると思います。

1ページに戻っていただきまして、今、企画実行委員制度は説明いたしました。準備会方式、企画実行委員方式を一応理解していただきまして、これの次のページ、今後の公民館の主催事業についてはこんなことを考えていますというのをさっとまとめています。

1つは、市民と職員の役割分担が、時々、市民がどんどん入ってきますともめることがあります。それで、1は、公民館における学習は市民が主体であり、市民が自ら企画編成すべきであって、職員の役割は、それを支援し、助言し、全体調整等を行うことであると。「あたかも一部の子どもと親の関係のごとし」と書いたのは、いろいろできるだけ子どもにやらせてみて、危ないところは親が注意すると。市民と職員の役割はそういう感じではないかなという個人的な意見を書いています。

その下に、こういうような意見を書いた三多摩テーゼの基本的な考え方、それから、市民はこうあるべきであろうとか、職員はこうあるべきであろうとか、そういうことを書いてございますので、読んでください。い

ずれにしても、企画実行委員、職員共、やはり自己研さんも含めて育成とかきちんと育ててやらないといけないなというのが1つだと思います。

それから、2番目に、企画実行委員制度の活用ですが、こういういい制度があるので、市の企画実行委員への期待は大きく、公民館主催事業の全てに積極的に企画実行委員は絡んでほしいと。今、市民がつくる自主講座は21件ありますが、これは企画実行委員は全く関係しておりません。この観点より、少なくとも候補リストぐらいのときに目を通して、いい悪いの判断をすべきじゃないかと。

それから、企画実行の年齢構成は今、大体60歳以上がほとんどなので、若い人が少しずつ入っていますが、どんどん年齢構成を変えるためにどういうことをしていくかというようなことが必要だろうと。

それから、今後の公民館事業については、やはり、より多くの市民が参加できる企画実行委員と職員での方式がベースになりますが、先ほども述べましたように、誰でもできる準備会方式、それから市民が自分たちでつくる「市民がつくる自主講座」、こういうことをどんどん増やしていくべきではないかという意見を書いています。

それから、3ページですが、準備会方式については、先ほど今やられている準備会方式の内容を言ったんですが、先ほども言いましたが、市民講座、まちづくり講座等、昔はやっていたやつが今はなくなっています。手間はかかるんですが、こういうものはどんどんやって、市民をどんどん巻き込むことが今後も必要じゃないかということで、この辺の復活をしたらどうかという意見提言をしています。

それから、市民がつくる自主講座については、12ページに市民がつくる自主講座取扱要領というのがございますが、問題点は、3番、申請者は主に市内で活動している団体並びに市内在住・在勤・在学する個人ということで、非常に幅が広いんですね。例えば、公民館活動をしている団体に限るとか、あるいは、そういうことじゃなくて、誰でもやってもいいですよというのが、この趣旨だと思います。

それからもう一つは、講座の内容は、広く市民を対象とするとか、公共性のある地域・生活の課題を取り上げると書いてあるんですが、3ページに戻っていただきまして、これの問題点というのは、いわゆる応募資格をもうちょっときちんと、募集する要件をもうちょっときちんとしておくべきだろうということで、例えば、現状の下のほうに書いてございますが、公民館で行う講座というのは、やはり、社会教育法の23条の適用を受けると。あるいは、その下に「さらに」というのは、申請者が自ら講師であるものは駄目だとか、講師・教師を業とする者が講師を務めるものは対象外だとか、こういうところをきちんと、基本となる平成14年の取扱要領に入れるべきだろうと。そういうことをしないと、どういう講座ができるか、入ってくるか心配なので、そういう規定をきちんとつくっておくべきだろうと。

それからもう一つは、市民がつくる自主講座といっても、公民館の主催

事業としてやるということになっています。要するに、職員がどういうふうになるかというのを非常に、今、明確でない。であるとすれば、職員は関与していませんとかそういうような書き方になっているので、職員の関与というのはどこまでやるかというのを明確にすべきだと。そういうことをやらないと、ちょっと危ないことがもし、悪用されると怖いというようなことで、規定の整備と職員の関与をきちんと、市民がつくる自主講座はよくまとめて、その後どんどん増やしていったらどうかというような提案でございます。

今日はざっとベースになる資料を見ていただきました。それから、提言というか、こういうのをすべきだというのを二、三、申し上げましたが、こういうのをベースに、今後主催事業というのはどうやっていくんだというのを皆さんで議論していただければいいかと思えます。

國分委員長 ありがとうございます。この提案に対して、市のほうの考え方とか御意見ありますか。

大久保事業係長 事業係長です。御提案ありがとうございます。個人的には、見直さなければならぬ部分、多々あるのかなと感じているところですが、ただ、委員の方から御提案いただいた協議案件というものは我々事務局の立場としては主体的に発言ができないというところが、ちょっとネックかなと感じております。

渡邊副委員長 それでは、この委員会の中ではちょっと時間の制約もあるので、別個、コロナもあるのでというわけにはいかないと思うんですけども、終了した時点で有志で残っていただいて、検討する会議っていうんですかね、名称は別にして、そういったものをやっていると、時間をかけて多岐にわたって、範囲も広いわけですから、御理解もできていくんじゃないかと思えます。提案ですけど。

菅 沼 委 員 今の提案、賛成です。やっぱり、ここでぐじゅぐじゅしていてもなかなかできないから、別途、関係者で集まって、こんなことをやったらどうかという案をつくったらどうかと思うんですね。そういうふうに進めて、その結果をここに持ってくるのか、そういう形にしたらいいかと思うんですが。

國分委員長 その検討委員会の設置を、皆さん御異議ない？

渡邊副委員長 今は、1時間という時間の制限とかコロナとかいろいろあるので、すぐにはできないと思うんですけど。

國分委員長 今すぐはできないけど……。

菅 沼 委 員 私の言いたいのは、計画というのはいろいろ出すけれども、全然それをフォローしていないと。実行計画をつくらなきゃ、何の計画にもならない。だから実行計画をきちんと進めていきましょうと、そういう提案です。

渡邊副委員長 方向は、そういう方向でやっていただければと思います。

國分委員長 じゃあ、その検討委員会を設置する方向でということで。今日決めるとかじゃなくて。

菅 沼 委 員 それはいいです。

國分委員長 そのような共通意識を得まして。新井委員、何かありますか。
新井委員 御提案に基本的には賛成で、実行計画を立てないとやはりチェックも
できないとなりますので、賛成いたします。

菅沼委員が出してくださったこの、準備会方式とか実行委員会、共催の方法とか、こういうのは社会教育の住民参加システムとしてとても重要なものでして、戦後日本が民主化したときに、こういう教育の民主化というのは行われたんですけれども、そもそも教育委員会が公選制だったところから出発したわけですが、だんだんと教育に関する住民参加システムというのは後退しまして、現在残っているのはこの公民館社会教育に関する住民参加システムぐらいと言われています。

國分委員長 重要ですね。

新井委員 はい。特に公運審もそのような住民参加のシステムですが、ほかにも社会教育は社会教育委員制度があります。菅沼委員がこのようにまとめてくださったように、公民館の中で例えば企画実行委員会方式とか準備会方式というのは、公民館のプログラム作成に住民が参加できるという制度でして、住民の意思を公民館活動に反映させていくというのでとてもやっぱり重要なものなんですね。ただ、日本全国を見ましたときに、定着しているかということ、実はそうではなくて、三多摩はとても進んでいるというのがあります。

こういったシステムがもしかしたら今後また見直されるというか、ほかでも取り入れられていく可能性も今後あるんじゃないかと逆に言われているところでもあるので、見直して充実させていこうという御提案はとても貴重なものだなと思いました。そのような歴史があるというのも、誇るべきすばらしいことかなと思います。

ただ、ちょっと分かりづらいなと思いましたのが、準備会方式、企画実行委員方式、自主講座、行政主催というのが、具体的にどういう役割分担といいますか、目的なのかとか。方式と目的というのはセットで考えられているものだと思いますので、そういうことについてまた、検討の場では詳しく実情とか伺いたいなと思いました。

國分委員長 ありがとうございます。一緒にしていると分かりにくいと思いますけれども、重要な内容を含んでいるということと、もっと市民にも浸透させていきたいというか、いろいろな講座活動……。今、コミュニティ文化課の活動で、市民が大分参加していると思うんですけども、そっちとの関係とかも今後変わっていく、公民館活動も変化していく部分があるんだと思うので、公民館のその位置というか、せっかくの成果というか今までの歴史をやっぱり再認識すべきかなと。

じゃあ、これについては、今後ちょっと皆さんで話し合える場を作っていこうという方向でよろしいですか。

ありがとうございました。

ア 公民館事業の計画について

國分委員長 それでは、審議事項に移らせていただきます。公民館事業の計画について。

大久保事業係長 事業係長です。それでは、送付資料（3）を御覧ください。公民館事業の計画でございます。

 今回、4館から10事業を御提出しております。詳細を御覧いただきまして、御審議賜りたいと思います。よろしくお願いいたします。

國分委員長 ありますか、何か。

 雨宮さん、何かありますか。いい？増山さん。いいですか。あと、嵯峨山さん、杉山さん、よろしいですか。じゃあ、審議事項は以上で。

4 その他について

國分委員長 4番のその他なんですけれども。

菅沼委員 菅沼なんですけれども、この間パブコメが終わった中長期計画の最終版というのはどういう形でいつ配付されるのか、その辺をちょっとお聞きしたいんですが。

中川庶務係長 庶務係長です。公民館中長期計画、皆様のおかげで完成しまして、3月末に教育委員会に最後に出しまして承認されたところです。ですので、今、印刷の準備をしております。今日、印刷が間に合わなかったので、印刷でき次第、来週ぐらいにお手元にお届けできたらなと思っております。

菅沼委員 はい。

國分委員長 ありがとうございます。それでよろしいですかね。

中川庶務係長 ホームページ上にも掲載をしたいと思っております。今現在は、パブリックコメントの結果と、パブリックコメントにかけたときの計画のデータがホームページ上に載っておりますが、それは1か月で下げさせていただいて、代わりに、完成した計画をずっと載せていきたいと思っております。

國分委員長 最終版は来週ということで、お願いします。

中川庶務係長 続けて、庶務係長です。5月19日水曜日が次回の審議会なんですけれども、そこで、去年は開催できなかった三者合同懇談会をやりたいなと思っております。去年は開催できなかったんですけれども、おととしはこの801で公運審と社会教育委員の会議と図書館協議会の三者で集まりました。ただ、ここに三者が集まってしまうと密になり過ぎると思ひまして、会場は第一会議室を考えております。ふだんは議会をやっている場所ですので、もう少しは収容人数に余裕があるかと思っております。

 懇談会の内容なんですけれども、公民館が主催の会ですので、中長期計画のことについて三者の方に紹介して、特に中長期計画で掲げている、これから公民館で地域課題解決学習を進めたいと言っているわけなんですけど、三者としてどのような関わり方が考えられるかとか、今それこそ話に出たように、市民と職員の役割分担ってどんなものだろうとい

うようなことについて、懇談会なので三者でざっくばらんにお話しできたらなと考えております。

案内につきましては、近づきましたら皆さん全員にお配りしたいと思っております。

國分委員長 ありがとうございます。

渡邊副委員長 時間は何時からですか。

中川庶務係長 いつもと同じく10時から12時とか11時半ぐらいかと考えております。

國分委員長 ありがとうございます。じゃあ、5月19日の、よろしく願いします。これ、全員行ける？

中川庶務係長 参加できる方皆さん、来ていただけたらと思います。

國分委員長 そのほかは何かありましたっけ。では、これで終わりによろしいですか。審議会を終了いたします。どうも御協力ありがとうございました。

— 了 —